

広報車仕様書

第 I 総則

1 目的

本仕様書は、令和6年度に南那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）が広報車を調達する事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

2 概要

- (1) 受注者は、契約にあたり本仕様書を了承し、不審な点については組合担当員に質問し、十分に熟知した上で契約するものとし、契約後の一切の質疑は組合の解釈に従うものとする。
- (2) 契約後、作製に先立ち組合と艤装・仕様について、打合せを行うこと。
- (3) 作製にあたり、本仕様書に疑義があるとき又は施工上仕様の変更の必要を認めた時は、直ちに組合に連絡し、その指示を受けた後、速やかに確認の図書を提出し、承認を受けるものとする。
- (4) 車両の製作は、本仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること。）により関係法令に従うこと。また工業所有権に関する法令に抵触する問題及びその他関係のある問題が発生した場合は、責任を持って解決すること。
- (5) 車両は、道路運送車両法及び道路運送車両法の保安基準に適合し、緊急自動車としての承認が得られるものであること。
- (6) 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。

3 艤装の条件

艤装は、本仕様書に適合して製作されるとともに、次の条件を満たし消防車両として最適な構造と性能を有するものであること。

- (1) 堅ろうにして、長期の使用に十分耐えられるものであること。
- (2) 維持管理が経済的に行えるものであること。
- (3) 使用取り扱い上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。

4 提出書類

- (1) 受注者は、契約後次の書類を各1部提出すること。
 - ① 製作工程表
 - ② 製作承認図（艤装5面図）
 - ③ その他組合が指示するもの
- (2) 受注者は、納入時に次の書類を提出すること。
 - ① 自動車車検証
 - ② 自動車損害賠償責任保険証明書
 - ③ 緊急自動車指定証
 - ④ 納入内訳書
 - ⑤ 完成写真
 - ⑥ 各種保証書（車両・装備器具・積載品）
 - ⑦ 各種取扱説明書その他組合が指示するもの。

5 検査

受注者は組合担当者による次の検査を受けなければならない。また、検査の結果組合が不合格と認められた箇所等については、直ちに修復改善の上、再検査を受けるものとする。

- (1) 艀装中間検査
- (2) 完成検査

6 仕様の変更

- (1) 受注者は、契約後製作にあたりこの仕様書に疑問が生じた場合は、組合担当員に連絡の上承認と指示を受けること。
- (2) 受注者は、製作にあたりこの仕様書を変更する必要がある場合には、組合担当員と打合せの上、変更の承認を得ること。

7 保証

- (1) 完成車両の保証期間は、車両検収日から1年間とする。但し、各メーカーの公表する保証期間と異なる場合は期間の長い方とする。
- (2) 車両のサービス点検整備は、保証期間中に1回以上（オイル交換を含む）実施すること。
- (3) 設計、艀装、組立、材料等、受注者側の瑕疵による不具合については、保障期間以降であっても、無償にて修繕すること。

8 納入

関東運輸局栃木陸運支局が行う検査・新規登録、緊急自動車の指定を受け、車両の各部について点検整備を行ったのちに納入すること。

- (1) 登録番号「・119」
- (2) 納期期限 令和7年3月10日（月）
- (3) 納入場所 那珂川消防署

9 費用負担

- (1) 契約及び書類の送付に関する一切の経費については、受注者が負担すること。
- (2) 登録諸費用に関する一切の経費については、受注者が負担すること。
- (3) 自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料金については、契約金額に含めるものとし受注者が立替え支払うこと。
- (4) 車両の納入に関する一切の経費については受注者が負担すること。また、納入に至るまでの事故・故障等に要した費用は、受注者が負担すること。
- (5) 下取り車両引取り後のすべての費用については、受注者が負担すること。
- (6) 消防用無線機及び車両運用端末装置は、別途組合指定業者が車両納入後に移設する。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と認められるものにあつては、契約の範囲内で受注者が負担すること。

10 更新予定車両（下取り車）

受注者は以下の車両を下取りすること。

- (1) 社名・番号 日産 宇都宮 830 た 2003
- (2) 走行距離 148,726 km（令和6年3月31日現在）

- (3) 自動車車検証 別途添付のとおり
- (4) 下取り車を処分する場合、文字部分を塗装するなど組合所有であったことがわからないよう処理を施した上で処分すること。

第Ⅱ 艀装

1 シャシの基本仕様

車両（艀装前）の基本仕様は、特に指示するものを除き、次に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 形状 2024年に製造された国産メーカーの新車であり、バンタイプ（箱型貨物自動車）
- (2) 全長 4,450mm以下
- (3) 全幅 1,700mm以下
- (4) 全高 1,950mm以下
- (5) 荷室高 1,300mm以上
- (6) 乗車定員 5名（セカンドシートは容易に折畳みができる構造であること）
- (7) 車両総重量 2,200kg未満
- (8) 駆動方式 4輪駆動
- (9) トランスミッション オートマチック
- (10) 総排気量 1,490cc以上ガソリン
- (11) ドア数 5枚（側面後部：スライドドア 後部：跳ね上げ式）
- (12) その他 エアコン
リモコンキー
パワーウィンドウ
リアサイド・クォーター・バックドアはプライバシーガラス
寒冷地仕様

2 車両主要装備品

車両主要装備品は、本仕様書及び別表第1に掲げる装備品が装備されていること。

3 艀装装備品

艀装装備品は、別表第2のとおりとする。

4 車両装備

- (1) 別表1に掲げる、車両仕様装備品が装備されていること。
- (2) その他、メーカー公表の標準品は装備とすること。
- (3) 各艀装器具の設置位置は組合と協議して決めること。
- (4) 車両本体を貫通する艀装や取り付ける部品については、完全に防水処理をすること。

5 車体の艀装

- (1) 車体前面
 - ① 消防マークを、フロント中央に取り付けること。
 - ② 組合の指定する位置に、LED赤色点滅灯を取り付けること。

(2) 車体ルーフ部

散光式LED赤色警光灯を取り付けること。

(3) 車体後部

バックカメラを取り付けること。

(4) 内装

- ① 赤色警光灯、赤色点滅灯のスイッチは電子サイレンアンプ一体式とし、フラッシュコントロール機能をサイドブレーキと連動させること。
- ② 電子サイレンアンプは、ダッシュボード上、若しくは運転席と助手席の間にボックスを設置し埋め込むものとし、マイクはブラケットを設置し収納する方式とすること。
- ③ 前後タイプのドライブレコーダーを設置すること。
- ④ 後退時に車両後方を表示するためのモニターをバックカメラと接続し、運転席から見やすい位置に取り付け、運行時常に起動することができるカリバースレンジに連動して起動するよう設定すること。(ナビの有無は問わないが、ナビで代用する場合は当該ナビも機能するよう設定すること。また、デジタルインナーミラー型ドライブレコーダーで代用する場合は、バックモード(下部表示機能)が搭載されていること)

6 塗装・表示文字

- (1) 車体の塗装は、長期の使用に配慮し、色あせ、剥離等の不具合が最小限となるよう、上質な材料と入念な工程により仕上げる。塗料は、道路運送車両の保安基準に関する告示の消防自動車の色(朱色(消防レッド))艶出しとし、車両の塗装面に対して施工する。ドアが開放した状態で目視できる車体部分も塗装するものとするが、車内に該当する箇所及びドアの内側等については、モール部若しくはウエザーストリップ部より室内側の塗装を省くことができるものとする。
また、ベース車両のバンパー部が樹脂色である場合は、同型のカラードバンパーに準じた部分にも塗装を施すこと。
- (2) 車両左右に、白色丸ゴシック体で「南那須地区広域行政事務組合消防本部」と表記すること。
(文字の大きさ位置は別途指定する)
- (3) 車両上部に組合指定の対空文字を記入すること。

別表 1

車両装備品

品名	規格等	数量	摘要
スペアキー	標準品	1	リモコンキー
サイドバイザー	メーカー純正品	一式	
スペアタイヤ	標準品	1	応急修理キット代用可
工具	標準品	一式	
フロアマット	純正品若しくは同等品	一式	前・後
リアデッキマット	純正品		防水仕様
荷室フック	4か所以上	一式	
バックモニター	7V 型液晶以上	一式	ナビで代用やドライブレコーダー一体も可能とする(条件あり)
ドライブレコーダー	200万画素以上	1	前後カメラ(一体型でも可)
スタットレスタイヤ	国内メーカー	一式	アルミホイール付属 ※車両のタイヤとは別に納入

別表 2

機装装備品

品名	規格等	数量	摘要
消防マーク	150mm程度	1	
LED 赤色点滅灯	LFA-50	2	前部
散光式 LED 赤色警光灯	NP-M-XK2-A3	1	
サイレンアンプ	TSK-D151	1	